

平成 25 年 3 月 日

社員各位

株式会社  
総務部

## 定年後の継続雇用制度変更に伴う就業規則変更のお知らせ

平成 25 年 4 月より、老齢年金の支給開始年齢が 61 歳に引き上げられることになっています。これに伴い、会社は定年以降も当社で継続勤務を希望される社員のみなさんについて、原則全員に継続勤務していただくことになりました。この制度変更に伴い、下記の通り就業規則を変更しますので、お知らせします。

### 記

#### 1.就業規則の変更部分

変更前

変更前の就業規則（定年部分）を入れる

変更後

変更後の就業規則（定年部分）を入れる

#### 2.例外措置

原則として継続勤務を希望した社員のみなさん全員を継続勤務対象とします。ただし、定年時に解雇事由や退職事由（定年除く）に該当する場合には継続勤務をできない場合があります。また、老齢年金が支給対象となる年齢からは、希望した場合でも「勤務状況が悪い」といった労使協定で定めた一定の事由に該当した場合には継続勤務できない場合があります。

#### 3.その他

この就業規則の変更に伴い、社員のみなさんの代表者に意見書を記入していただくこととなります。

以上